

一 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

改正案	社債、株式等の振替に関する法律 目次 第一章～第五章（略） 第六章 地方債等の振替 第一節～第九節（略） 第七章 株式の振替 第一節 通則（第二百二十八条） 第二節 振替口座簿（第二百二十九条―第四百七十七条） 第三節 振替の効果等（第四百四十八条―第四百五十七条） 第四節 商法の特例（第四百五十八条―第四百六十八条） 第五節 雑則（第四百六十九条） 第八章 新株の引受権の振替 第一節 通則（第七十条・第七十一条） 第二節 振替口座簿（第七十二条―第七十九条） 第三節 振替の効果等（第八十条―第八十八条） 第四節 商法の特例（第八十九条―第九十一条） 第五節 雑則（第九十二条） 第九章 新株予約権の振替
現行	社債等の振替に関する法律 目次 第一章～第五章（略） 第六章 その他の社債等の振替 第一節～第九節（略） 第七章 雑則（第二百二十八条―第二百三十六条の二） 第八章 罰則（第二百三十七条―第二百四十六条）

第一節	通則（第九十三條）
第二節	振替口座簿（第九十四條―第二百二條）
第三節	振替の効果等（第二百三條―第二百十二條）
第四節	商法の特例（第二百十三條―第二百十七條）
第五節	雜則（第二百十八條）
第十章	新株予約權付社債の振替
第一節	通則（第二百十九條・第二百二十條）
第二節	振替口座簿（第二百二十一條―第二百三十二條）
第三節	振替の効果等（第二百三十三條―第二百四十二條）
第四節	商法の特例（第二百四十三條―第二百四十八條）
第五節	雜則（第二百四十九條）
第十一章	投資口等の振替
第一節	投資口の振替（第二百五十條―第二百五十八條）
第二節	協同組織金融機關の優先出資の振替（第二百五十九條―第二百六十五條）
第三節	特定目的会社の優先出資の振替（第二百六十六條―第二百七十四條）
第四節	協同組織金融機關の優先出資引受權の振替（第二百七十五條―第二百七十七條）
第五節	特定目的会社の新優先出資の引受權の振替（第二百七十八條―第二百八十一條）
第六節	特定目的会社の轉換特定社債の振替（第二百八十二條―第二百八十五條）

第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第

二百八十六条―第二百八十九条）

第十二章 組織変更等に係る振替

第一節 金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等

に係る振替（第二百九十条・第二百九十三条）

第二節 保険業法による組織変更等に係る振替（第二百九十四条

・第二百九十六条）

第三節 証券取引法による合併に係る振替（第二百九十七条）

第十三章 その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百

九十八条）

第十四章 雑則（第二百九十九条―第三百九条）

第十五章 罰則（第三百十条―第三百十九条）

附則

（目的）

第一条 この法律は、社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利の振替に関し、振替を行う振替機関及び口座管理機関、振替に関する手続並びに権利を有する者の保護を図るための加入者保護信託その他の必要な事項を定めることにより、社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利の流通の円滑化を図ることを目的とする。

附則

（目的）

第一条 この法律は、社債等の振替を行う振替機関及び口座管理機関、社債権者等の保護を図るための加入者保護信託並びに社債等の振替に関し必要な事項を定めることにより、社債等の流通の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

一 社債(第十五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

二 五 (略)

六 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債(第二十一号及び第二十二号に掲げるものを除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)附則第三条及び第四条を除き、以下「旧資産流動化法」という。)に規定する特定社債を含む。以下同じ。

七 十一 (略)

十二 株式

十三 新株の引受権

十四 新株予約権

(定義)

第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。

ただし、第一号、第四号から第七号まで及び第十一号に掲げるものにあつては、株券等(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)以下「保管振替法」という。)(第二条第一項に規定する株券等をいう。)(をもつて償還されるものを除き、第八号から第十号までに掲げるものにあつては、契約において分割の定めがあるものその他の政令で定めるものを除く。

一 社債(新株予約権付社債を除く。以下同じ。)

二 五 (略)

六 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債を除き、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)附則第三条及び第四条を除き、以下「旧資産流動化法」という。)に規定する特定社債を含む。以下同じ。

七 十一 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

十五	新株予約権付社債	(新設)
十六	投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口	(新設)
十七	協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資	(新設)
十八	資産の流動化に関する法律に規定する優先出資(旧資産流動化法に規定する優先出資を含む。)	(新設)
十九	協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権	(新設)
二十	資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権	(新設)
二十一	資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債	(新設)
二十二	資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債	(新設)
二十三	証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとすることが適当であるものとして政令で定めるもの	(新設)
2 11	(略)	(略)
(振替業を営む者の指定)		
第三条	主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条に規定する業務(以下「振替業」という。)を営む者として、指定することができる。	第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務(以下「振替業」という。)を営む者として、指定することができる。

一 (略)

二 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 八 (略)

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ (略)

一 (略)

二 この法律若しくは保管振替法又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 八 (略)

二 第二十二條第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九條の二第一項の規定により保管振替法第三條第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役(外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二條第一項の規定若しくは保管振替法第九條の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ (略)

四六（略）

2（略）

（振替機関の業務）

第八条（略）

（削る）

（削る）

（兼業の制限）

第九条 振替機関は、振替業のほか、他の業務を営むことができない。
。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2（略）

（業務規程）

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めな

四六（略）

2（略）

（業務の範囲）

第八条（略）

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三条第一項に規定する保管振替業及び保管振替法第四条の二第二項ただし書の規定により承認を受けた業務（次項及び次条第一項において「保管振替業等」という。）を営むことができる。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

（兼業の制限）

第九条 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2（略）

（業務規程）

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めな

ければならない。

一〇三（略）

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七條、第百十八條、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項、第百七条第一項、第百五十三條第一項（第百五十二條第一項、第百六十一条第一項、第百六十八條第一項及び第百九十八條第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五條第一項（第百七十六條第一項及び第百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第百八十八條第一項及び第百九十八條第四号において準用する場合を含む。）又は第百三十八條第一項（第百八十四條第一項、第百八十八條第一項及び第百九十八條第五号において準用する場合を含む。）に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ（略）

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百四條第一項、第百八條第一項、第百五十四條第一項（第百五十二條第一項、第百六十一条第一項、第百六十八條第一項及び第百二

ければならない。

一〇三（略）

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三条第一項又は第百七条第一項に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ（略）

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十条、第百二十一条、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百四條第一項又は第百八條第一項に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六
六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号
において準用する場合を含む。）、第二百九条第一項（第二百
八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合
を含む。）又は第二百三十九条第一項（第二百八十四条第一項
、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準
用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の
履行に関する事項

八・二（略）

六・七（略）

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第
一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる
者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び
国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び
第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が
行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務
省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者
に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの
規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二
十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条
及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百
五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、
第百五十五条第二項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一

八・二（略）

六・七（略）

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第
一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる
者、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一
号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で
定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して
、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者
の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取
り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若し
くは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、
第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三
条、第百二十五条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。
）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項又は第百十
条第三項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含む

項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十六条第二項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十七条第二項若しくは第百八十八条第二項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十条第二項若しくは第二百十一条第二項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しくは第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならぬ。

（口座の開設及び振替口座簿の備付け）

第十二条（略）

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項及び第三項、第百七条第一項及び第四項、第百五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準

ものでなければならない。

（口座の開設及び振替口座簿の備付け）

第十二条（略）

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百三条第一項及び第三項又は第百七条第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

用する場合を含む。）、第百八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項及び第三項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3
（略）

（発行者の同意）

第十三条 （略）

2
（略）

3 発行者は、第一項の同意を撤回することができない。

（事故の報告）

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項、第百七条第一項、第百五十三条第一項（第百五十二条第一項、第百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用

3
（略）

（発行者の同意）

第十三条 （略）

2
（略）

（新設）

（事故の報告）

第十九条 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百三条第一項若しくは第百七条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその口座管理機関において第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、

する場合を含む。）、第百八十五条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十八条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百八条第一項、第百五十四条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百九条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）若しくは第二百三十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三十六条（略）

第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条及び第百二十七条において準用する場合を含む。）、第百四条第一項若しくは第百八条第一項の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三十六条（略）

2・3 (略)

4 商法第二百三十九条ノ第三項から第七項までの規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ノ定ヲ為シタル会社」とあるのは「振替機関」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四条第三項」と、「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「加入者ノ議決権ノ行使ノ為必要ナル事項トシテ主務省令ヲ以テ定ムル事項」と、同条第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同項及び同条第五項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同項中「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「第三項ニ定ムル事項」と、同条第七項中「第七項第二号」とあるのは「第七項(第一号ヲ除ク)」と、同項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第二百三十三条、第二百三十七条ノ第三項、第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第二項から第四項まで、第二百四十三条、第三百二十三條、第三百二十五條から第三百二十八條まで、第三百三十七條第一項及び第三百三十九條第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条

2・3 (略)

4 商法第二百三十九条ノ第三項から第七項までの規定は、加入者集会に係る第一項の電磁的方法による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ノ定ヲ為シタル会社」とあるのは「振替機関」と、「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三十四条第三項」と、「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「加入者ノ議決権ノ行使ノ為必要ナル事項トシテ主務省令ヲ以テ定ムル事項」と、同条第四項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第三項」と、同項及び同条第五項中「政令」とあるのは「主務省令」と、同項中「前条第四項ノ書面ノ内容タル事項」とあるのは「第三項ニ定ムル事項」と、同条第七項中「第七項第二号」とあるのは「第七項(第一号ヲ除ク)」と、同項において準用する同法第二百三十九条第七項第二号中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第二百三十三条、第二百三十七条ノ第三項、第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第二項から第四項まで、第二百四十三条、第三百二十三條、第三百二十五條から第三百二十八條まで、第三百三十七條第一項及び第三百三十九條第二項から第六項まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百三十五条

ノ十五、第三百三十五条ノ十九第一項及び第三百三十五条ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七条ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七条ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四〇条ノ二第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項」と、「株主総会ノ会日ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会」とあるのは「加入者集会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律第三十四条第二項乃至第四項」と、同法第三百二十三条中「社債権者集会又ハ其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二十六条第一号中「社債募集ノ目論見書若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ノ記載又ハ記録」とあるのは「業務規程」と、同法第三百二十八条及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第三項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「振替機関ノ代表者」と、同条第四項にお

ノ十五、第三百三十五条ノ十九第一項及び第三百三十五条ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七条ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七条ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「政令」とあるのは「主務省令」と、「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四〇条ノ二第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三十四条第三項」と、「株主総会ノ会日ノ属スル営業年度ノ決算期ニ関スル定時総会」とあるのは「加入者集会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「社債等の振替に関する法律第三十四条第二項乃至第四項」と、同法第三百二十三条中「社債権者集会又ハ其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百二十六条第一号中「社債募集ノ目論見書若ハ其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ノ記載又ハ記録」とあるのは「業務規程」と、同法第三百二十八条及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第三項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「振替機関ノ代表者」と、同条第四項において準用する

いて準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百三十九条第五項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同条第六項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「会社ノ」とあるのは「振替機関ノ」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十六条 第十四条の規定は口座管理機関について、第四十二条の規定は口座管理機関が第四十四条第一項各号に掲げる者でなくなつた場合について、それぞれ準用する。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定(第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「主務省令」と、同法第三百三十九条第五項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同条第六項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、「法務省令」とあるのは「主務省令」と、「会社ノ」とあるのは「振替機関ノ」と、非訟事件手続法第百三十五条ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十六条 第十四条の規定は、口座管理機関について準用する。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定(第五条から第七条まで、第八条第二項及び第三項、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第三十六条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八條	第十二條第二項
業務を	第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項、第百七條第一項及び第四項、第百五十三條第一項及び第三項（これらの規定を第百五十二條第一項、第百六十一
業務（国債に係るものに限る。）を	自己

第八條第一項	第十二條第二項
業務を	第七十八條第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項又は第百七條第一項及び第四項の義務を履行する目的のため、自己
業務（国債に係るものに限る。）を	自己

第三百条第二項	(略)	第九十条第二項	第八十九条第二項	(略)	(削る)	(略)	び第二百九十八条第 五号において準用す る場合を含む。)の 義務を履行する目的 のため、自己
(略)	(略)	申請	第三条第一項	(略)	(削る)	(略)	
(略)	(略)	申請又は決定	第四十七条第一項	(略)	(削る)	(略)	

第百二十九条第一 項	(略)	(新設)	第八十九条第二項	(略)	第三十三条	(略)	
(略)	(略)	(新設)	第三条第一項	(略)	第二十六条、第二十 八条、第三十条又は 前条	(略)	
(略)	(略)	(新設)	第四十七条第一項	(略)	第四十八条において 読み替えて適用する 第三十二条	(略)	

(略)	(略)	(略)	(削る)		
			第三百三条	(略)	(略)
			第三百四條第一項 第一号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	第三百四條第一項 第二号	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)
			(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	第三百三十一條	(略)	(略)
			第三百三十二條第一項 第一号	(略)	(略)
			第三百三十二條第一項 第二号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	附則第十九條	第九十五條第一項、 第九十六條第一項、 第九十七條、第三百三 條第五項、第三百四條 第五項若しくは	第四十八條の規定に よる読替え後の第九 十五條第九項及び第 十項（同条第十一項 において準用する場 合を含む。）、第九 十五條第一項、第九 十六條第一項、第九 十七條、第三百三條第 五項、第三百四條第五 項若しくは

(受託者への通知等)

第五十八條 振替機関等が次の各号に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと(第六十條第一項において「誤記載等」という。)によつて加入者に対して与えた損害に係る債務を負つ当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。)を受けたもの(以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。)は、直ちに、破産手続開始決定等がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならぬ。

一 第六十九條第二項(同條第三項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号)において準用する場合を含む。)、第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條、第百二十七條及び第百九十八條第一号)において準用する場合を含む。)

二 第七十條第一項(第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百

(受託者への通知等)

第五十八條 振替機関等が第六十九條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)、第七十條第一項、第七十一條第一項、第七十二條、第七十八條第五項若しくは第七十九條第五項(これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十三條、第百二十五條及び第百二十七條において準用する場合を含む。)、第九十二條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)、第九十三條第一項、第九十四條第一項、第九十五條第一項、第九十六條第一項、第九十七條、第百三十三條第五項、第百四十四條第五項、第百七十七條第六項若しくは第百八十八條第五項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと(第六十條第一項において「誤記載等」という。))によつて加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であつた者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定(以下この条において「破産手続等開始決定」という。)を受けたもの(以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。)は、直ちに、破産手続等開始決定がなされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

十八条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三条、第二百五
条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場
合を含む。）

三 第七十一条第一項（第一百三十三条、第一百五十五条、第一百七
百八条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三條、第
百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する
場合を含む。）

四 第七十二条（第一百三十三条、第一百五十五条、第一百七
条、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三條、第
百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する
場合を含む。）

五 第七十八条第五項（第一百三十三条、第一百五十五条、第
百七十八條、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三條、第
百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する
場合を含む。）

六 第七十九条第五項（第一百三十三条、第一百五十五条、第
百七十八條、第二百二十条、第二百二十一条、第二百二十三條、第
百二十五条、第二百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する
場合を含む。）

七 第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。
）

八 第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第
九十六条第一項、第九十七条、第九十九条第五項、第一百零四条第五項

、第七條第六項、第八條第五項、第二十一條の二第四項若しくは第五項、第二十三條の二第四項若しくは第五項又は第二百二十五條の二第四項若しくは第五項

九 第三十條第二項（同條第三項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）

十 第三十一條第五項（同條第六項（第四十條第一項、第四十六條第四項、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十條第一項（第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第四十六條第四項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）

十一 第三十二條第一項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）

十二 第三十三條第五項（第四十條第二項及び第四十六條第五項（これらの規定を第二百九十八條第二項において準用する場合を含む。）、第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、

第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）において準用する第百三十二条第四項（第二号及び第五号を除く。）

十三 第百三十四条第二項（同条第七項及び第百四十一条第一項）これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第八項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。））、第二百六十一条第一項、第二百九十条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十四 第百三十五条第三項（同条第四項（第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。））、第百四十一条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。））、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十五 第百三十六条第三項（同条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。））、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十六 第百三十七条第三項（同条第四項（第二百五十二条第一項、

第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十七 第三百三十八条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十八 第四百三十二条第三項（第三百三十九条第二項並びに第四百三十二条第四項（第三百三十九条第二項並びに第四百三十二条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第九項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百九十一条第一項、第二百九十一条第二項、第二百九十一条第三項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十九 第四百三十三条第五項（同条第六項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十項（第二百

九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十三項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十 第四百四十四条第五項（同条第七項から第十項まで（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）において準用する第三百三十二条第四項（第二号及び第五号を除く。）

二十一 第四百四十五条第三項（同条第四項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十二条、第二百九十五条及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第六項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十二条、第二百九十五条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十二 第四百四十七条（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第

一、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）

二十三 第五百五十三條第五項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）

二十四 第五百五十四條第五項（第二百五十二條第一項、第二百六十一條第一項、第二百六十八條第一項及び第二百九十八條第二号において準用する場合を含む。）

二十五 第七百七十三條第四項（同條第五項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十六 第七百七十四條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十七 第七百七十六條第一項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十八 第七百七十七條（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

二十九 第七百七十九條（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

三十 第八百八十五條第五項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

三十一 第八百八十六條第五項（第二百七十六條第一項及び第二百九十八條第三号において準用する場合を含む。）

十八条第三号において準用する場合を含む。)

三十二 第百九十五条第二項(同条第三項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、第二百一条第四項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十三 第百九十六条第一項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十四 第百九十七条第一項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十五 第百九十八条第二項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十六 第百九十九条第三項(同条第四項(第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。))及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十七 第二百条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十八 第二百二条(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

三十九 第二百八条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

四十 第二百九条第五項(第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。)

- 四十一 第二百二十二条第二項（同条第三項（第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。））、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。））、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。））、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十二 第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十三 第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十四 第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十五 第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十六 第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）
- 四十七 第二百二十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。））及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九

十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十八 第二百二十九条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

四十九 第二百三十条第二項(第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十 第二百三十二条(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十一 第二百三十八条第六項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

五十二 第二百三十九条第五項(第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。)

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる社債で振替機関が取り扱うもの(以下「振替社債」という。)(についての権利(第七十三条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一・二 (略)

(社債券の不発行)

第六十七条 振替社債については、社債券(商法第三百六条第一項に

(権利の帰属)

第六十六条 次に掲げる社債(以下「振替社債」という。)(についての権利(第七十三条に規定する利息の請求権を除く。)の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

一・二 (略)

(社債券の不発行)

第六十七条 振替社債については、社債券(商法第三百六条第一項に

規定する債券をいう。以下この条において同じ。）を発行することができない。

2 振替社債の社債権者は、当該振替社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替社債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

3 前項の社債券は、無記名式とする。

（振替社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第六十九条（略）

（振替手続）

第七十条（略）

2・3（略）

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一・二（略）

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第

規定する債券をいう。次項において同じ。）を発行することができない。

2 振替社債の社債権者は、当該振替社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

（新設）

（新規記載又は記録手続）

第六十九条（略）

（振替手続）

第七十条（略）

2・3（略）

4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一・二（略）

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（以下この条において「振

六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。
以下この条において「振替先欄」という。）における振替金額に
ついての増額の記載又は記録

四（略）

5～8（略）

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第七十八条（略）

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第七十九条（略）

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における
取扱い）

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定す
る振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間
は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一
号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（
同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を
控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利
息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該振替機
関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社

替先欄」という。）における振替金額についての増額の記載又は
記録

四（略）

5～8（略）

（振替機関の消却義務）

第七十八条（略）

（口座管理機関の消却義務）

第七十九条（略）

（振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い）

第八十条 第七十八条第一項に規定する場合において、同項に規定す
る振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間
は、発行者は、各社債権者の有する当該銘柄の振替社債のうち第一
号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（
同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を
控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利
息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該振替機
関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社

債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についてのすべての社債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2
(略)

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に限る。）の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘

債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2
(略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第八十一条 第七十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、発行者は、社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の振替社債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に關する部分について、元本の償還及び利息の支払を

じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についてのすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についてのすべての社債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2
（略）

（発行者が誤つて振替社債の償還等をした場合における取扱い）

第八十二条 （略）

する義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の振替社債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該社債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者の有する当該銘柄の振替社債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第七十九条第一項の規定により当該銘柄の振替社債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に關して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての社債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2
（略）

（発行者が誤つて償還等をした場合における取扱い）

第八十二条 （略）

(社債の発行に関する商法の特例)

第八十四条 (略)

(超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 (略)

(証明書の供託)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所(供託法(明治三十二年法律第十五号)第一条に規定する供託所をいう。以下同じ。)

又は同法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

4 6 (略)

(権利の帰属)

第八十八条 この法律の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債で振替機関が取り扱うもの(以下「振替国債」という。)

(振替社債の発行に関する商法の特例)

第八十四条 (略)

(消却義務の不履行の場合における社債権者の議決権等)

第八十五条 (略)

(証明書の供託)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合 供託所(供託法(明治三十二年法律第十五号)第一条に規定する供託所をいう。次項及び第二百二十九条において同じ。)

又は同法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

4 6 (略)

(権利の帰属)

第八十八条 この法律の規定の適用を受けるものとして財務大臣が指定した国債(以下「振替国債」という。)についての権利(第九十

（ ）についての権利（第九十八条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（国債証券の不発行）

第八十九条 （略）

2 振替国債の債権者は、当該振替国債を取り扱う振替機関が第二十条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替国債が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、国に対し、国債証券の発行を請求することができる。

（振替国債の発行時の新規記載又は記録手続）

第九十二条 （略）

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第一百三条 （略）

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第一百四条 （略）

八条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（国債証券の不発行）

第八十九条 （略）

2 振替国債の債権者は、当該振替国債を取り扱う振替機関が第二十条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかわらず、国に対し、国債証券の発行を請求することができる。

（新規記載又は記録手続）

第九十二条 （略）

（振替機関の消却義務）

第一百三条 （略）

（口座管理機関の消却義務）

第一百四条 （略）

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百五条 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

（振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い）

第百五条 第百三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2
(略)

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第百六条 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。)(の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない)。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。))についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第百

2
(略)

(口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第百六条 第百四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者(当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。)(の有する当該銘柄の振替国債のうち第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額(同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない)。

一 当該債権者の有する当該銘柄の振替国債の金額(当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者(当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。))についてこの項の規定により算出された額を控除した額)

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の振替国債の総額(当該口座管理機関の下位機関であつて第百四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債

四条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2
(略)

(超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る振替機関の義務)

第一百七十七条 (略)

(超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る口座管理機関の義務)

第一百八条 (略)

(分離適格振替国債等に係る振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第一百九条 第一百七十七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替

について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額)

2
(略)

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務)

第一百七十七条 (略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務)

第一百八条 (略)

(分離適格振替国債等に係る振替機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百九条 第一百七十七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が分離元本振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替

国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2

第二百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機

国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第一項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第一項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2

第二百七条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機

関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）について次条第二項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債

関が分離利息振替国債について同項及び同条第四項の義務を負ったときは、当該振替機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、各債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債（当該振替機関が取り扱うものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）について次条第二項の規定により算出された額を控除した額）

二 すべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該振替機関の下位機関であつて前条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債

務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者について次条第二項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3
(略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い)

第一百十条 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項

務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者について次条第二項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3
(略)

(分離適格振替国債等に係る口座管理機関の消却義務の不履行の場合における取扱い)

第一百十条 第八十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離元本振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乗じた額に関する部分について、元本の償還をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の金額（当該口座管理機関の下位機関であつて第八十八条第一項

の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利

の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離元本振替国債及び当該銘柄の分離元本振替国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離元本振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

2 第百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が分離利息振替国債について同項及び同条第三項の義務を負ったときは、当該口座管理機関が当該義務の全部を履行するまでの間は、国は、債権者（当該口座管理機関又はその下位機関の加入者に限る。）の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第

息のうち、第一号の額が第二号の額に占める割合を同条第一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についてのすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

一項に規定する超過額（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額）に乘じた額に関する部分について、利息の支払をする義務を負わない。

一 当該債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の分離利息振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該債権者（当該下位機関又はその下位機関の加入者に限る。）についてこの項の規定により算出された額を控除した額）

二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者の有する当該銘柄の分離利息振替国債及び当該銘柄の分離利息振替国債と利息支払期日を同じくするすべての分離適格振替国債の利息の総額（当該口座管理機関の下位機関であつて第百八条第一項の規定により当該銘柄の振替国債について債務の免除の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過額に関して、当該下位機関又はその下位機関の加入者であるすべての債権者についてこの項の規定により算出された額の合計額を控除した額）

3 (略)

(国が誤って振替国債の償還等をした場合における取扱い)
第百十一条 (略)

第六章 地方債等の振替

(法律の適用の明示等)

第百十四条 地方債で振替機関が取り扱うものの発行者は、募集に応じようとする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 地方債で振替機関が取り扱うものの募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第百十五条 第四章の規定(第六十六条第一号、第八十三条並びに第八十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。)は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中

3 (略)

(国が誤って償還等をした場合における取扱い)
第百十一条 (略)

第六章 その他の社債等の振替

(法律の適用の明示等)

第百十四条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の発行者は、募集に応じようとする者に対し、当該地方債についてこの法律の規定の適用がある旨を明示しなければならない。ただし、契約により当該地方債の総額を引き受ける者がある場合には、この限りでない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債の募集に応じようとする者は、その申込みの際に、自己のために開設された当該地方債の振替を行うための口座を当該地方債の発行者に示さなければならない。

(投資法人債に関する社債に係る規定の準用)

第百十五条 第四章の規定(第六十六条第一号、第八十三条並びに第八十四条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定を除く。)は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中

欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第八十五条第一項	社債権者集会	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第三項に規定する投資法人債権者集会（第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「投資法人債権者集会」という。）
(略)	(略)	(略)

（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第八十五条第一項	社債権者集会	投資信託及び投資法人に関する法律第百三十九条の五第四項に規定する投資法人債権者集会（第百十五条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「投資法人債権者集会」という。）
(略)	(略)	(略)

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第百十六条 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債で振替機関が取り扱うものに関する同法第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第百十九条の規定の適用については、当該投資法人債は、同法に規定する投資法人債券とみなす。

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第百六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第八十五条第一項	社債権者集会	資産の流動化に関する法律第百十一条第三項に規定する特定社債権者集会（旧資産流動化法第百十一条第三項に規定する特定社債権者集会を

第百十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債に関する同法第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第百十九条の規定の適用については、当該投資法人債は、同法に規定する投資法人債券とみなす。

（特定社債に関する社債に係る規定の準用）

第百十八条 第四章の規定（第百六条第一号イからホまで及び第八十三条の規定を除く。）は、資産の流動化に関する法律に規定する特定社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第八十五条第一項	社債権者集会	資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会（旧資産流動化法第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会を

(略)	(略)	(略)	含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「特定社債権者集会」という。
-----	-----	-----	--

(振替特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例)

第百十九条 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債で振替機
関が取り扱うものに関する同法の規定の適用については当該特定社
債は同法に規定する特定社債券とみなし、旧資産流動化法の規定の
適用については当該特定社債は旧資産流動化法に規定する特定社債
券とみなす。

(投資信託受益権に関する社債等に係る規定の準用)

第百二十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項
及び第四節の規定を除く。)及び第百十四条第二項の規定は、投資

(略)	(略)	(略)	含む。第百十八条において読み替えて準用する第八十六条第一項及び第二項において単に「特定社債権者集会」という。
-----	-----	-----	--

(その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものと
される特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例)

第百十九条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定ま
るものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債に関
する同法の規定の適用については当該特定社債は同法に規定する特
定社債券とみなし、旧資産流動化法の規定の適用については当該特
定社債は旧資産流動化法に規定する特定社債券とみなす。

(投資信託又は外国投資信託の受益権に関する社債等に係る規定の
準用)

第百二十一条 第四章の規定(第六十六条第一号、第七十一条第八項
及び第四節の規定を除く。)及び第百十四条第二項の規定は、投資

信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条第一項	(略)					(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	発行総額（償還済みの額）	総発行口数（償還済み又は解約済みの口数）	(略)
第八十条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

信託受益権（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十八条第一項	(略)					(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	発行総額（償還済みの額）	総発行口数（解約済みの口数）	(略)
第八十条第二項	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第八十一条第二項		第八十条第二項第一号								
(略)		元本の償還及び利息	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)
(略)		償還、解約及び収益の分配金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	償還、解約及び収益の分配金	(略)	(略)

第八十一条第二項		第八十条第二項第一号								
(略)		元本の償還及び利息	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)
(略)		金 償還及び収益の分配	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金 償還及び収益の分配	(略)	(略)

第八十二条		第八十一条第二項 第一号								
元本の償還又は利息	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)
償還、解約又は収益	(略)	償還、解約及び収益 の分配金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	償還、解約及び収益 の分配金	(略)	(略)

第八十二条		第八十一条第二項 第一号								
元本の償還又は利息	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	元本の償還及び利息	(略)	(略)
償還又は収益の分配	(略)	金 償還及び収益の分配	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	金 償還及び収益の分配	(略)	(略)

の分配金	金
(振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続) 第二百二十一条の二 特定の銘柄の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替投資信託受益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。 一 当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄 二 併合の場合にあつては、一から次のイの口数の次の口の口数に対する割合を控除した割合(以下この条において「減少比率」という。) イ 併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数 ロ 併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数 三 分割の場合にあつては、次のイの口数の次の口の口数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。) イ 分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数 ロ 分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数 四 併合又は分割の日 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直	(新設)

近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口座に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）
についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に増加比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした口数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該

通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

口 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号口又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6

第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

（振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百二十二条 振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の規定の適用については、当該投資信託の受益権は同法に規定する投資信託の受益証券と、当該外国投資信託の受益権は同法に規定する外国投資信託の受益証券と、それぞれみなす。

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託又は外国投資信託の受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百二十二条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該投資信託の受益権は同法に規定する投資信託の受益証券と、当該外国投資信託の受益権は同法に規定する外国投資信託の受益証券と、それぞれみなす。

（貸付信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第百二十三条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。）及び第百十四条第二項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法に規定する貸付信託の受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は

（貸付信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第百二十三条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項及び第四節の規定を除く。）及び第百十四条第二項の規定は、貸付信託受益権（貸付信託法に規定する貸付信託の受益権をいう。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（略）	（略）	（略）
第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は

		償還をするのと 元本の償還をするの と
(略)	(略)	(略)
第七十八条第一項	償還済み	償還済み又は消却済 み
第八十条及び第八 十一条	利息の支払をする義 務	収益の分配金の支払 をする義務並びに買 取りをする義務
第八十二条	又は利息の支払	若しくは収益の分配 金の支払又は買取り

(振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)
 第二百一十三条の二 特定の銘柄の貸付信託受益権で振替機関が取り扱
 うもの(以下「振替貸付信託受益権」という。)について併合又は
 分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は
 、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一

		償還をするのと 元本の償還又は消却 をするのと
(略)	(略)	(略)
第七十八条第一項	償還済み	消却済み
第八十条から第八 十二条まで	利息	収益の分配金

(新設)

項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならぬ。

一 当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二 併合の場合にあつては、一から次のイの数の次の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）。

イ 併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ 併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三 分割の場合にあつては、次のイの数の次の口の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ 分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割

の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、次に掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。））。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、次に掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増

加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知

5 前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6 第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える

振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならぬ。

（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）

第二百二十四条 信託会社等は、振替貸付信託受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、貸付信託法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託の受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

2 振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の規定の適用については、当該貸付信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

（特定目的信託受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十六条の規定を除く。）及び第百十四条第二項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律に規定する特定目的

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託の受益権に関する貸付信託法の特例）

第二百二十四条 信託会社等は、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に係る信託契約を締結しようとするときは、同法第七条第一項各号に掲げる事項のほか、当該貸付信託の受益権についてこの法律の規定の適用がある旨を公告しなければならない。

2 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該貸付信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

（特定目的信託の受益権に関する社債等に係る規定の準用）

第二百二十五条 第四章の規定（第六十六条第一号、第七十一条第八項、第八十三条、第八十四条第一項、第二項ただし書及び第三項並びに第八十六条の規定を除く。）及び第百十四条第二項の規定は、特定目的信託受益権（資産の流動化に関する法律に規定する特定目的

信託の受益権をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続)

第二百二十五条の二 特定の銘柄の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの(以下「振替特定目的信託受益権」という。)について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄
- 二 併合の場合にあつては、一から次のイの持分の数の次の口の持分の数に対する割合を控除した割合(以下この条において「減少比率」という。)
- イ 併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
- ロ 併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数
- 三 分割の場合にあつては、次のイの持分の数の次の口の持分の数

信託の受益権をいう。) について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ 分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ 分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分

四 併合又は分割の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4 第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄

をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。

（以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

□ 直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあつては、イに掲げるものに限る。）

イ その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

□ 直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした持分の数の通知

5 前項第一号□若しくは第二号□又は第一号□若しくは第二号□の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 併合の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減少の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二 分割の場合にあつては、次に掲げる措置

イ 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ 直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6

第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあつては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）

（その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる特定目的信託の受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百二十六条 振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の規定の適用については、当該特定目的信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

第七章 株式の振替

第一節 通則

(権利の帰属)

第二百二十八条 株券を発行しない旨の定款の定めがある会社（株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記載又は記録事項)

第二百二十九条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分す

第二百二十六条 その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権に関する同法の規定の適用については、当該特定目的信託の受益権は、同法に規定する受益証券とみなす。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

	る。
	一 当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）
	二 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）
3	振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。 - 一 加入者の氏名又は名称及び住所 - 二 発行者の商号及び振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。） - 三 銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。） - 四 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主（端株主を含む。以下同じ。）ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所 - 五 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数 - 六 第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日 - 七 その他政令で定める事項
4	振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記

録する。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 5 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- 一 銘柄
 - 二 銘柄ごとの数
 - 三 その他政令で定める事項
- 6 振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替株式の発行時の新規記載又は記録手続）

- 第百三十条 特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
- 一 当該発行に係る振替株式の銘柄
 - 二 前号の振替株式の株主である加入者の氏名又は名称
 - 三 前号の加入者のために開設された第一号の振替株式の振替を行うための口座
 - 四 加入者ごとの第一号の振替株式の数
 - 五 前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

（新設）

六 第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加及び同項第五号に規定する事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知

3 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行済株式を振替株式とするための新規記載又は記録手続）

第百三十一条 発行者が会社の成立後に特定の種類の株式について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該発行者は、その旨及び次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該株式に係る株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知しな

（新設）

ければならない。

一 発行者が一定の日における株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二 前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第四百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項第一号（同条第三項（第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十条第二項及び第四百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第四百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨

三 次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2 前項第一号の株主又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を発行者に通知しなかった場合には、当該発行者は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該質権者のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。た

だし、当該発行者が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3 発行者は、第一項第一号の一定の日以後、速やかに、同項に規定する特定の種類の株式について振替機関に第十三条第一項の同意を与えなければならない。

4 発行者は、前項の同意を与えた後、遅滞なく、同項の振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該同意に係る振替株式の銘柄

二 第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

三 前号の加入者から通知を受けた第一項第二号の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四 加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六 前号の株主の氏名又は名称及び住所

七 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九 当該同意に係る振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を

執らなければならない。

一 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の第二百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む

。の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第百三十二条 特定の銘柄の振替株式について、振替の申請があつた場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該株主ごとの数

（新設）

- 四 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）
- 五 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別
- 六 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所
- 4 第一項の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。
- 一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録
- イ 振替数についての減少の記載又は記録
- ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の株主ごとの数の減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知
- 三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあつては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第六号の株主ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、か

つ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。	7 第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があつた場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。	一 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録 二 前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録 三 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知 8 前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む
---	---	--	--

。の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例）

第百三十三条 加入者は、第百三十一条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。

）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2 特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものが、当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしななければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であつて執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一 当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出

（新設）

- 二 前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請
- 三 前項の規定は、特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であつて株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。
- 四 第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。
- 五 前条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第三項	第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）	発行者
前条第三項第二号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座

前条第四項第一号	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号
----------	--------------	-------------

6 第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

（振替株式の消却等に関する記載又は記録手続）

第百三十四条 特定の銘柄の振替株式について、株式の消却をしようとする場合（次条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替株式の発行者は、商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替株式について抹消の通知をしなければならぬ。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

（新設）

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。	一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座 二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数
三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別	四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該株主ごとの数
4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。	一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録 イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録 ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の株主ごとの数の減少の記載又は記録
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知 5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。	

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。 7 第一項後段及び第二項から前項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。）の規定は、転換予約権付株式（商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式をいう。第百六十四条において同じ。）である特定の銘柄の振替株式について同条第一項の規定による抹消の申請があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。		
第三項	発行者は、第一項前段の通知	第百六十四条第一項の規定により申請をする加入者は、同項の申請
第四項	直ちに	遅滞なく

第四項第一号	前項第一号の口座の 同項第三号の規定に より示された欄	前項の加入者の口座 の保有欄
--------	-----------------------------------	-------------------

（振替株式の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百三十五条 特定の銘柄の振替株式の全部について、商法第二百十三條第一項の規定による株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三條第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却に係る振替株式の銘柄

二 商法第二百十三條第四項の一定の日

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、第一項第二号の一定の日又は商法第二百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあつては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしない。

（新設）

ければならない。

- 4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（保有株式数に応じた振替株式の消却又は併合に関する記載又は記録手続）

第三百三十六条 特定の銘柄の振替株式について株主の有する当該振替

株式の数に応じて商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の消却又は併合に係る振替株式の銘柄

二 一から次のイの数の口の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ 株式の消却又は併合後の当該振替株式の発行総数

ロ 株式の消却又は併合前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二の一定の日

四 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

- 2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

（新設）

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならぬ。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならぬ。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従つた措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第四号の口座の保有欄に記載又は記

録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号に規定する一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

二 次のイの数の口の数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。)

イ 株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

ロ 株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三 商法第二百十九条第一項の一定の日(同条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日及び当該一定の日)

四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちの二)

2 前項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3 第一項の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号に規定する一定の日(商法第二百十九条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日)において、その備える振替口座簿中の第一項第三号に規定する一定の日における同項

(新設)

第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 前条第五項及び第六項の規定は、振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等の一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第五項		
	第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の	次条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
第三項に		次条第三項に

	第一項第四号	次条第一項第四号
前条第六項	第一項第四号	次条第一項第四号

（強制転換条項付株式である振替株式の転換に関する記載又は記録
手続）

第三百三十八条 強制転換条項付株式（商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式をいう。以下この章において同じ。

）である特定の銘柄の振替株式の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第六十五条第二項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替株式について、転換に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該転換によりその口座（顧客口座を除く。）において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式（当該転換により発行される振替株式を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を

（新設）

示さなければならない。

一 当該転換によりその口座において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座

二 当該転換により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三 当該転換により増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

四 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五 第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式の株主の氏名又は名称及び住所

六 前号に規定する場合には、減少の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

七 第五号に規定する場合には、増加の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

八 その他主務省令で定める事項

4 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ 前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には

、前項第六号の株主ごとの数の減少の記載又は記録 ハ 前項第三号の数についての増加の記載又は記録 ニ 八の増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第七号の株主ごとの数の増加並びに当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第八号の規定により示された事項の通知	5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録 イ 第三項第二号の数についての減少の記載又は記録 ロ 第三項第三号の数についての増加の記載又は記録 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知	6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。	（強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換に関する記載又は記録手続） 第百三十九条 強制転換条項付株式である特定の銘柄の振替株式の全
--	---	---	--

（新設）

部の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第四号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- 一 当該転換により発行される振替株式の銘柄
- 二 当該強制転換条項付株式である振替株式の銘柄
- 三 次のイの数の口の数に対する割合
 - イ 第一号の振替株式の総数
 - ロ 前号の振替株式の発行総数
- 四 商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
- 五 当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）
- 六 第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2 第四百二十二条第二項から第六項までの規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表下欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第四百二十二条第二項	同項第一号	第三百三十九条第一項第一号
第四百二十二条第三項	合併の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日

第百四十条 振替株式でない強制転換条項付株式の転換により振替株式が発行される場合については、第百三十一条の規定を準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。	第百三十一条第一項第一号	一定の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の
	第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
	第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第二号	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第百四十二条第三項第一号	第一項		

第百四十条 振替株式でない強制転換条項付株式の転換により振替株式が発行される場合については、第百三十一条の規定を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(新設)

		第百三十一条第三項	一定の日以後	一定の日において第 十三条第一項の同意 を与えていないとき は	同項に規定する特定 の種類の株式 当該転換により発行 される株式	第十三条第一項の同 意 当該同意	前項の同意を与えた 後 第一項第一号の一定 の日以後（前項に規 定する場合には、当 該同意を与えた後）	当該同意に係る 当該転換により発行 される	第百三十一条第四項	2	第百三十三条の規定は、前項において準用する第百三十一条第二項本文の申出により開設された口座について準用する。この場合に

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十三条第二項	特定の種類の株式が振替株式となる	第百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換
第百三十三条第三項	当該株式が振替株式となつた後に、当該振替株式についての	当該転換後に転換により発行された振替株式についての
特定の種類の株式が振替株式となる前に	第百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換前に	

第百四十一条 強制転換条項付株式である振替株式の転換により振替株式でない株式が発行される場合（次項の場合を除く。）については、第百三十四条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時」とあるのは、「第百六十五条第二項の一定の日」と読み替えるものとする。

（新設）

2 強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換により振替株式でない株式が発行される場合については、第百三十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十五条第一項第一号	株式の消却に係る	強制転換条項付株式である
第百三十五条第一項第二号	商法第二百十三條第四項の一定の日	商法第二百二十二條ノ九第五項の一定の日
第百三十五条第三項	第二号の一定の日又は商法第三百七十六條第一項及び第二項の手續の終了の時のいずれか遅い時	第二号の一定の日

(合併等に関する記載又は記録手続)

第百四十二条 合併により消滅する会社(以下この章において「消滅会社」という。)の株式が振替株式である場合において、合併によ

(新設)

り設立される会社（以下この章において「新設会社」という。）若しくは合併後存続する会社（以下この章において「存続会社」という。）が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、第三百三十条の規定は、適用しない。

一 当該消滅会社の振替株式の株主に対して当該合併に際して発行し、又は移転する振替株式の銘柄

二 当該消滅会社の振替株式の銘柄

三 次のイの数の口の数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ 第一号の振替株式の総数

ロ 前号の振替株式の発行総数

四 合併をする時期

五 第一号の振替株式の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの二）

六 第二百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

七 第一号の振替株式のうち当該発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項

2 前項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は

、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならぬ。

3 第一項前段の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替株式の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録

二 第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
4 前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）

（）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によつて増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。

らない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6 前項の場合において、第一項第五号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

7 第一項前段の存続会社が、合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日において、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合においては、第四百八条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該通知により次項において準用する第三百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社の株主に移転したものとみなす。

8 第三百三十四条第一項後段及び第二項から第六項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号口を除く。）の規定は、前項前段の抹消の通知について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄」とあるのは、「前項の発行者の口座の保有欄」と読み替えるものとする。

9 第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して

発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	第一項	第一項第一号	第一項第二号
消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期の二週間前までに、当該会社	消滅会社	合併に際して
完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期の二週間前までに、当該会社	完全子会社となる会社	株式交換又は株式移転に際して	完全子会社となる会社

第一項第四号			合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
第二項			合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第七項			存続会社	株式交換により完全親会社となる会社
			合併の日	株式交換の日
			消滅会社	完全子会社となる会社

第一項から第六項まで（第三項第二号を除く。）の規定は分割をする会社（以下この章において「分割会社」という。）の株式が振替株式である場合において、新設分割により設立される会社（以下この章において「設立会社」という。）若しくは吸収分割により営業を承継する会社（以下この章において「承継会社」という。）が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び第八項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代え

てその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	分割会社は、分割をする時期の二週間前までに、当該分割会社
第一項第一号	消滅会社	分割会社
	合併に際して	新設分割又は吸収分割に際して
第一項第二号	消滅会社	分割会社
第一項第四号	合併をする時期	分割をする時期及び商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）

第七項			第三項		
			振替口座簿中の 合併の日	合併の日	の一定の日
			振替口座簿中の同項 第四号の一定の日 における	分割の日	
			承継会社		
			合併の日		
			分割会社		
			消滅会社		

第百四十三条 消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、その旨及び次に掲げる事項を、合併をする時期の一月前までに、当該消滅会社の株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知をしなければならない。

一 当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会

(新設)